

とりまとめコメント

事業名 生活困窮者自立相談支援事業等(生活困窮者自立相談支援事業費等負担金関係)

本事業は生活保護に至る前の第2のセーフティネットとして設けられた生活困窮者に対する自立相談支援等を行うものであり、今般の法改正において、住宅確保が困難な方への居住に関する相談支援の明確化など居住支援の強化のための措置を講ずることとされたところである。

このため、本事業における法改正の効果を測定できるよう、居住支援に関する成果指標を新たに設定するべきである。

また、現在の成果指標(短期アウトカム)は、「自立に向けた改善が見られた者の割合」という支援者側の視点による指標を設定しているところであるが、相談者に寄り添った支援が重要であること、高齢者の増加により自立の意味も経済的な側面にとどまらない広がりを持つようになってきていることから、相談者と支援者双方が納得した改善状況とするなど、相談者側の視点に立った成果指標についても検討する必要があると考える。

ただし、相談者の納得度等だけでは、その有効性を適切に図ることは困難であることが考えられるため、現行の成果指標(長期アウトカム)である「就労・増収した者の割合」といった客観的に評価できる指標を必ず盛り込むことが適切であると考え。また、他制度へのつなぎ、情報提供などにより終了した案件が本当に適切な解決に結びついたかフォローすることについて検討すべきである。

さらに、支援者側である相談員のやりがい・Well-being という側面も本事業を支える上で必要不可欠であることから、成功事例の自治体間での共有や相談員に対する支援や研修の充実等を図るとともに、指標として把握することに取り組むべきである。

また、地域の担い手が限られる中、本事業が効果的な人材活用の方法となっているかエビデンスをもって説明ができるようにすべきである。

国においては、様々な困難を抱える方々が制度の間に陥らないよう、本事業でのプラン作成に至らない者や自立過程で自治体をまたいで転居する者についても、関係機関や自治体間で連携して、効果的な支援を行っていくことが重要であると考えます。